

ナランカラ仕方カナイ

(委員長) 貴君方ハ今一步考ヘテ下サルト宜シイ貴君方ハ全ク永借權ハ用收權ト同シト云フカラ違テ居ルモノチ以テ同シニシヨウト云フカ起案者ハ抑々違イテ居ル起案者ハ全体用收權ハ權所有者ト云フ如キモノテアツテ生滙行ハル、モノテス非常税ハ處有者カ擔任スル然ルニ之ハ非常モ通常モ負擔スルカラ違フ

(稟報報告委員) 永借權モ物權テアリマスカ用收者ハ所有者テハナイ然ルニ永借者ハ餘程所有者ニ似テ居ル五十年三十年ノ間ハ所有者テ用收者ニ出來ヌコトモ出來ル用收者ヨリ權力カ重ク用收者ハチャント出來タ田地ヲ作ルトカ或ハ立派ニ人ニ貸スコトノ出來ル家チ人ニ貸スコト此方等ハ段々土地チ良クシシテ行クノテ彼方等ノハ權所有者ナレハ此方等ノハ第二ノ所有者位ヒノ資格テアリマスカラ

民財九ノ一九六

(委員長) ソレハ往カヌト思フソウハ決シテナツテ居ラン用收者

ハ永借人トハ位置カ違テ居ルハ所有權ハマルテ所有者テ決シテ用收者ノ如ク法律上看做サレテ居ランノテ權力カ一方ハ一生滙百年以上モ生レハソレテ行ク一方ハ年限チ限ランテ居ルノテ、ソコサニ用收者ニ精類シテ居ルケレトモ全ク同シテハナイソレハ用收權ハ一種ノ權力カアリソレサヘ非常税ハ所有者ノ負擔ナルカ何故永借者ハ非常税マテ拂ハナケレハナランカ其理由ノ基タ所カ分ラン
(村田委員) 所有權ニハ何方カ近イカト云フト永借權カ近イ
(委員長) 近イトハ云ヘヌ所有者ト云ハレヌ以上ハソレハ往カヌ
(村田委員) 用收權ハ用方モ變ヘルコトハ出來マセン性質チ變ヘルコトモ出來マセン然ルニ之ハ變ヘルコトモ出來マス
(委員長) ケレトモ惡クスルコトハ出來マセン、良クスルノハ用收者モ出來ルノテス若シ永借人カ惡クシテモ宜イナレハヨイ

(栗塚報告委員) ソレハ出来マセン

(委員長) 之ハ諦メテ貰フカ宜シイ併シナカラ貴君方ノ論モ論理カラ云フト同意センコトハナイカ論理上ニ於テ同意ナランノ事實ニ困ルカラ本論理ト實際ト合方法カ付ケハ私モ同意致シマスカラ之ヲ問題ニシテ聞テ見タラ宜シイタロウ税ニ精シイ人ニ聞テ見ルカ宜シイ私自分一己ノ願ノ中テ知テ居ルモノナレハ往カヌ

(栗塚報告委員) 公賣カ出来ルヤ否此原案ノ如クナレハ公賣ハ出来マセン紫字ノ如クナレハソウテス若シ修正ノ如クナレハ公賣モ出来ルノ蓋テ御座イマス

(南部委員) ソレ丈ケノ心配カアルノテ、所有權チ公賣シテモ物權カ付クカラ憂レラ

(尾崎委員) 公賣ハ出来ヌコトハナイガ安イノテアリマス

(南部委員) 現ニ熊本縣ニヤツタカ買人カナイノテス

民財九ノ一九七

(松岡委員) 私杯ハ一旦修正シタコトチ引直ス丈ケノ費用ハナイト云フ丈ケテス

(清岡委員) 併シ委員長ノ言フ通り内務省大藏省へ開合セルカ宜シイテシヨウ

(委員長) 之ハ開合スルコトトシテ先キヘヤリマシヨウ
本條ハ報告委員ノ修正モ採用ナラヌ租税ニ委シキ人ニ質問スルコトトシテ未決

(栗塚報告委員) 第七百七十七條テ御座イマスカ互有權ノ所テス之ハ末項チ刪ルノテス起業者ガ刪テ來リマシタ

(尾崎委員) 之ハ刪ルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 一項モ毀ハシタトキハ權ノ厚サニ地所ノ半分チ遺ストカ何トカ云フノテ小網町補習邊ハ皆並ンテタツ付テ居リマス

(松岡委員) 互有壁杯ハ貸蔵銀座邊テナケレハナイ

(南部委員) 但書ハ加ヘンテ宜シイタロウ

(松岡委員) 自分カ自分ノ地面一杯ニ壁ナリ土蔵ヲ建テハ如何

(今村委員) 地面一杯ニ建ツルコトハ出来マセン

(栗塚報告委員) 僅カ一寸ツ、テモ切々ノ所ニ建ツルノテ互有ガ

出来ルノテ酷リ少シツ、退イテ置ケハ互有ニハナラン

(今村委員) 界ハ私カ地面ト思テスル向ウノ物ヲ壁スマイト思フ

ハ一尺退クヨリ仕方カナイ以テ互有ニシタ方ガ得テス

(尾崎委員) 宜カロウ

(今村委員) 東京ノ地面テ互有壁ヲ許シタ上ハ地面ヲ勘定スルト

敷町出来ル今日ノ如ク人間一人運入ル丈ケ明ケナケレハナラント

スルト家ノ間二尺ハカリツ、無用ナ地ガ出来ルノテス

(松岡委員) 分界線カラ何レ丈ケ退イタラ互有壁ヲ免カル、カ

(栗塚報告委員) 一分テモ一寸テモ宜シイ

(松岡委員) 若シ此ニアル分界壁ヲ築テ相隣者カラ價半分テ互有

サル、ト云フガ若隣リニ互有サル、ハ怖イト思フハ何レ程引ケハ

互有ヲ防キ得ラル、カ

(南部委員) 接シテ居ランノハ互有ニナラン

(委員長) 此處ハ先達テ議論カアツタノカ

(栗塚報告委員) 議論ハナク壁カ壁ケヌトキハ壁ノ建テ居ル石カ

ラ二尺ハ矢張舊所有者ニ掛ル様ニシヨウト云フノテアリマシタ

(委員長) ソレハ困ルネ、何セカト云フニ此通りニ突合スル爲メ

ニ壁ニ付タ土地ハ共有地ニナルカラナツタ以上ハ若シ此者カ土地

ヲ賣ルトカ何トカスルト其者ハ所有テナイ一方ハ承知セン以上ハ

仕方カナイト云フヨウニナルタロウ又地面杯ノ間ノ地面ハ横カト

雖モ随分其所有權ヲ自分カ勝手ニスルハナラン様ニナルノカ不都

合タロウカラト云フコトカーツソレカラ毀シテ仕舞テ今度又新タ
ニ建ツルカ或ハ止ノルカト云フ場合ニ若シ建ントキハ矢張土地ハ
互有シテ自分ノ自由ニナラント云フハ往カヌト云フ論ト思フカソ
ウカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) ソレテ成丈ケ分界線チシテ居ルナレハ若シ否ナレハ
引テ建ツレハ宜シイト思フ

(委員長) 土蔵ノ分界線チ取テ除ケレハ宜シイタロウ

(南部委員) 兩方ニナツテ居レハ分界線ニナラン右ハ右カラ左リ
ハ左リカラ建テ居レハ分界線ニナラン

(委員長) 私ハ此條チ割テ若シ相隣者一人石蔵土蔵煉瓦ノ分界線
チ建築スレハ云々但シ隣地ノ請求アルトキハトシテ堅牢チ傷ン丈
ケハ互有スルノミテ其他互有ハ堅牢チ傷ケルヨウナレハ出来ヌト

云フニシテ若シ界ニ接シテ建ナケレハナラン場合ニ向カラ權力チ
ヤツテ來ルト他ノ地面ノ行クコトハ出来ヌ我輩ハ法律上ノ道理ハ
充分テナイガ我輩ノ地面テアルニ此方ノ地面限リニ建タモノチ金
チ半分出セハ互有ト云フコトハ無理ト思フ

(今村委員) ソレハ無理テハナイ

(委員長) 幾ラカ妨ケラレテ來ルタロウカ困ルト云フノチ救フ丈
ケテ一方ノ所有權チ害スルハ困ルカラホ建ツルトキ協議チサセル
トカ何トカ又ハ前後ノ區別シテ跡カラ建ツルモノハ先ニ建タモノ
ニ譲ラナケレハナラントカ如何

(栗塚報告委員) 實際ハ私ハ止チ得ヌ互有ニナルト思フ

(清岡委員) 先ニ建タ者ハ損タホ假令ハ煉瓦チ建ツレハ二尺宛自
分ノ地面チ潰ス跡向ウノモノハ潰サヌカラホ

(今村委員) 互有ニシナクモソウテシヨウ若シ許サヌトスレハ地

界へ以テ向ウカラ互有テ許サヌト云フハ地界ハ以テ建ツルコトハナラント云フハ一尺退カナケレハナラン

(南部委員) 壁カ破レタラ本トノ地面ハ本へ還イテ仕舞ト云フコトチ入レルト云フ旨意ニナツテ居ル

(委員長) 互有テモ金チ出シタニ相違ナイ壁チ建タ下ノ地面ハ相方カラ出シテ互有ト云フニ本へ戻ルト云フコトハナイ

(清岡委員) 起案者ハ本へ戻サヌ精神カ
(稟報報告委員) ソンナコトハ起案者ハ何ンナ精神カ知ラン法律

文カラ見ヘルノテス

(委員長) 何所チ見ヘルカ但チ審ンテモ分ルコトナレハ宜シイカ分リマイ互有トシテ金チ半分出ス以上ハ其下ノ土地モ通入ルノタロウ

(清岡委員) ソレカ讀レ、ハ地ハ本へ戻ル譯ケテアリマシヨウ即

チ金ハ互有テ取得スル爲メニ拂フノテス

(委員長) ソレカ土地ノ代チ拂フト思へハ宜シイ土地ノ代チ拂へハ所有權ハ移ル民法タカラスルト所有權カ本へ戻ルト云フコトハ云へヌト思フ

(尾崎委員) 其論ハ圖シマセンガ初メ私ノ見ルニ土地チ後ニ互有スルコトハ出マスマイ、今茲ニ壁カアル新ノ如キ壁チ互有スル爲メニ土地モ十圓ナレハ五圓ツ、出シ合チスル爲メニ壁カ出來タノチ其主タル壁カナタナレハ土地チ互有テ争フ道理ハナイ

(委員長) 所カ本文チ見ルニ何ウモソウ見ヘルノテ其現時ノ價セシ代價ニ土地ノ材料及ヒ壁ノ價格ノ半チ拂フトアリマヌルト石ナリ材料ナリ何ナリ土地ノ價チ拂テ半分ツ、權力カアル其土地ハ雙方ノモノチナケレハナラン

(尾崎委員) 互有壁チ拵エル付テ私モ壁ノ價チ相互ノ壁トシタイ

主意ヲ其敷地ニナル土地モ於互ノ互有シテ賣イタイ爲ノニ地價チ
拂互有致セハ互有タカダ既ニソレカナクナレハチス

(委員長) 左スレハ土地ノ代トハ云ヘヌ土地ノ代ト云フガアルカ
ホ土地ノ代チ拂ヘハ所有權ト云フカ出テ來ルカラネ

(南部委員) 使フカラ拂フノチス

(箕作委員) 材料ハ毀レタラ何ウナルカ

(松岡委員) 土地ノ代チ本ヘ戻シタラ全ク所有ニ復スレハ宜シイ
土地ノ代チ借地料ト云フナレハ宜シイ

(清岡委員) 人ノ地面ヘ建チソレチ使フノタカラソレ丈ケノモノ
チ拂フ漬シタトキハ岡トヨリ往カン

(村田委員) 借賃ノ様ナモノタネ

(箕作委員) 人ノ拵イタ物チ只使ハレタ所カ地面モ材料モ人ノ物
タカラ價チスル精神ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 左様チス

(箕作委員) 拂フト云フハ價チ宜シイテシヨウ

(南部委員) ソレハ宜シイ

(尾崎委員) 宜イテシヨウ

(栗塚報告委員) 半チ價ト致シマシヨウ

(清岡委員) ソレナレハ少シモ疑ヒハ御座イマセン

(委員長) ソレナレハ少シハ宜シイ土蔵ト云フモノハ此流義チ行
クハ宜シイカ壁モ取除ケルト云フ論チアツタカ如何

(栗塚報告委員) 土蔵ハ鶴田サンノ論見タイニナルガ何テ土蔵チ
除タカト云フニ委員長ノ説テ土蔵ハ大切ノ物チ置タト云フハ鶴田
サンノ云フニ又理窟カアル家ハ人間カ住テ居ルカラ火事チ焼ケテ
モ跳ケルコトカ出來ル併シ土蔵ハ足カナイカラ互有壁ニシテモ跳
ケルコトカ出來ナイト云フ論チアリマシタ

(清岡委員) 土蔵ヲ削タハ適用スル積リテ削タカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 原案通りテ置イテハ如何

(南部委員) 之ハ置イタ方カ宜シイ

(松岡委員) 人間ノ居ル所ハ足カ付テ居ルカラ構ハ又土蔵ハ足カ
ナイカラト云フコトハナイ

(清岡委員) 土蔵ハ互有ハ出来マセン

(栗塚報告委員) 土蔵ハ退イテ建ツルノテス

(委員長) 若シ今村君ノ土蔵ノ壁ノ厚サハ何ノ位ヒアルカハ知ラ
ンカ先ツ一尺アルトシテ四分ノミト云フト七寸何分カ貴君ノ土蔵
ヘ鐵ヲ突込テモ宜イカ

(今村委員) 壁ハ私カ石ヲ積ムナレハ界迄建テ向ウカラ申込ノハ
互有ヲ承諾スル積リテアリマスソウテナイト一寸通知スレハ一尺

隔テ建ナケレハナラン

(委員長) ケレトモ建タ者ヘ以テ何程金ヲ出スカラト云フタラ仕
方ハナイ否トハ云ヘヌテシヨウ

(今村委員) 自分ヲ土蔵ヲ持タトキ其先ヘ建テラレタトキ隣リノ
者モ土蔵ヲ建テナケレハナラン素ノテハ一尺モ退ナケレハナラン
ト云テハ困ルテシヨウ

(清岡委員) 互有壁ヘ突込マシテハ審マラン

(委員長) 土蔵ヘ適當スルヲ得ストアレハ格別ナケレハ突込ンテ
モ仕方カナイ

(栗塚報告委員) 壁半ヲ傷ケレハ無論テス

(南部委員) 精神ヲ考ヘテ見レハ土蔵ヘ向テ切込ムコトハナイ

(今村委員) 存スルトシテ但此場合ニ於テ分界線ヨリ一尺トカ一
尺五寸トカ退ケテ建テロト云ハナケレハナラン

(清岡委員) ソンナコトハ云ハンテモ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレテハ隣リノ者ハ何ウナルカ

(松岡委員) 物チ入レル土蔵ハ棒チ突込ンテハ往カヌト云フノハ何ウモオカシイ人間ノ家ハ分界線トシテヤレルノテスゼ之ハオカシイ

(今村委員) ソレハ我儘論テアリマス

(笑作委員) 質屋ノ蔵杯ハ棒チ突込マシテハ困ラン

(清岡委員) 人間チ住ハセルモノテハナイ併シナカラ蔵テモ人間カ住ヘハ前項チ適用シテ宜シイ全ク火災ノ爲ノ道具丈ケ入レルモノナレハ適用ハ出来マセン

(松岡委員) ソレハ工合カ悪ウ御座イマス

(栗塚報告委員) 先ニ建テマシタラ隣リノ者カ迷惑スル

(松岡委員) 煉瓦造モ土造リモ人カ住ヘハ煉瓦チモ圍煉瓦チモ物

民財九ノ二〇三

チ入レル土蔵テモ何チモ同一ニ見ナケレハナランソウシテソレチサセマイト思ヘハ今村サンノ云フ様ニ引込ナケレハナラン日本ノ互有壁ハナイ一軒々々建ツルノテス

(栗塚報告委員) 互有壁ニ塔ユルヤ否ハ建築家チヤルノテス

(松岡委員) 銀座ノ續々又ハ石蔵杯銘々ノ所有ニシタトキハ間ノ壁チ一人カ勝手ニスルコトハ出来マセン互有ニシナケレハナラン場合ニ用立モノト思ハル、カラ既ニ家ノ方ノ人ノ所ハ物チ入レル丈ケニト云フト石蔵杯ハ困ル

(清岡委員) 困ラン

(今村委員) 煉瓦ハ焼テモ構ハヌト云フハ理窟ニ合ハヌ

(栗塚報告委員) 煉瓦ハ石カアルカラト云フ論テスネ

(今村委員) ソンナラ土蔵チ建ツルニモ壹尺ナリナンナリ退ケト云フコトハナケレハナラン隣リチ害スコトニナルカラネ

(委員長) 人間ノ住居スル處ハ別テ前ノトキニ條例ハ又ハ土蔵ト云フヲ除テ直クニ之ヲ適用ストナツタカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(村田委員) ソレテ宜シイテシヨウ

(清岡委員) 副ラン方カ宜シイ

(委員長) コウシテ置ウテハナイカ此條例ハ倉庫ニ之ヲ適用スルコトヲ得ストシテ置ウ

(栗塚報告委員) ハイ

(委員長) ソレテハ是テ食事ニ致シマシヨウ

本條未項起案者ヨリ削除セシガ委員會ニ於テ前修正ノ通り可決ス

于時零時十五分

午後一時五十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

(栗塚報告委員) 第七百七十八條斜看望直看望ノコトテスカ二個

ノ土地分界線ヨリ少クトモ三尺ノ距離アルニアラサレハ云々他人ノ所有地ニ對シ看望チ有スルコトヲ得ス」トシテ「直即チ正面ノ」

ハ削除致シマシタソレカラ次ノ項ハ削除シテ末項右ノ二箇ノ場合ニ於テト云フヲ刪リ「此距離ハ分界線ト看望チ與フル突出シタル部分ニ於テ建物ノ工作物ニ垂直ノ方向ニ因リ之ヲ計算ストシマシタ

(委員長) 分ラヌカ何ウ云フ譯ケカ

(栗塚報告委員) 二箇ノ土地ノ分界線カラ少クトモ三尺ノ距離カナケレハ出來マセンソヨ此距離ハ何ウシテ數ユルカナレハ分界線ノ垂直ヲ數ヘ始ノルソヨト云フノテス、斜看望トカ何トカ云フニハ及ハヌ同シ制テ行クト云フノテ修正致シマシタ

(委員長) 垂直ノ方法ヲ以テタロウ

(栗塚報告委員) 築作サン以テノ方カ宜シウ御座イマシヨウカ

(築作委員) 「ニテ」テモ宜シイ

(委員長) スルトニツ並行シタモノカアルト向ウハ向ウテ三尺アレハ宜イノカ

(今村委員) 左様テス

(委員長) 垂直ナレハ届カヌテモ宜シイ

(今村委員) 三尺ニ足ラントキハ作ラレナイ

(委員長) 此方カ宜シイネ

(南部委員) 眞直ナレハ何所テモ三尺ヲ行クノチス

(尾崎委員) 宜シイヨウテス

(築作委員) 垂直ノ方法ニテトヤリマシヨウ

(委員長) 宜シイ

(栗塚報告委員) 方法ニテト致シマス之ハ辰野ト云フ人カ見テ呉レマシタカ三尺テ足ルカ四尺テ足ルカ或ハ六尺カハ竝ノ極ノ方テアリマス、東京府下見タイナ所テアレハ之モ宜イカモ知レンカ餘リ隔テ大キクシテ置クト跡テ仕方カナカロウト云フ、裏店ノ看置ハ僅カ三尺シカナイ所モアル雪隠ノ窓杯ニハ不都合テ、ソウカト云テ火事ノ危険ヲ云フト隔タ方カ宜シイ

(委員長) 日本ノ縁側ハ直看望タカラ宜シイタロウ

(清岡委員) 縁側ニ因リテ看望チ有スルコトチ得スト云フト縁側ハ作レンカ

(栗塚報告委員) 三尺ノ距離カアレハ宜シイ

(清岡委員) 縁側ト云フモノハ何ウカネ

(南部委員) 習慣カアレハ取除ケラル、

(清岡委員) 人ノ所有地ニ對シテ假令ハ蔵ノ後ニアリ或ハ其所ヘ

板塀カアルトカ云フ所へ看望チスルモ先ノ害ニハナランコウ書イ
テアルトソレモナラント云フ様ニナル

(尾崎委員) 三尺ノ距離カアレハ宜シイ

(清岡委員) 縦令三尺ヲモ四尺ヲモ幅ハアルカ他人ノ所有地へ對
シテ三尺ナケレハナランカ

(南部委員) 七百八十條ノ建築ニ懸ナキトキハ宜イ見合セナケレ
ハ往カンノテス

(松岡委員) 見合セルト互ニ懸イコトカ出來ルカラ往カヌノタ手
チ出シタリシテ往カンカラダ

(清岡委員) 「直正面」ト云フ字ハ翻レタカラネ

(松岡委員) 建物ガ縁側ニ因テ看望チ有スルコトチ得ズダ

(南部委員) ソウ云フ理窟テス

(栗塚報告委員) 建物カ看ルコトニナルノテス

(清岡委員) 建物カ看ルハオカシイ

(松岡委員) 建物カ看ル懸ヤ何カ申スコトハ出來マセン意味ダロ
ウ

(栗塚報告委員) 建物カトシテ置キマスカ

(笑作委員) 建物カチ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

(栗塚報告委員) ソレカラ別ナ方へ移テ第六百三條テアリマスカ
狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ニシテ他人ノ所有地内ニ在リ又ハ所有
者ノ特ニ之チ放置シ及ヒ飼養シタルモ自由ニ飛走スルモノハ先占
チ以テ之チ得取スルコトチ得但所有者ニ對シ損害アルトキハ之チ
賠償スヘシト修正致シマシタ

(今村委員) 詰リ此所ハ先古權カ行ハル、ト云フチ主トシテアリ
マス

(村田委員) 何ヲ取ルコトカ出來ルノカ

(粟塚報告委員) 先占權カ行ハル、ト云フ丈ケテアリマス

(今村委員) 自由ニ飛ノテナケレハ往カント云フカ註ニモアリマ

スカラ條件カ揃ンテハ先占權ハ行ハレヌト云フノテアリマス

(委員長) 之ヲ宜シイ

(箕作委員) 先占權サヘ定メテ置ケハ宜シイ

(清岡委員) 國障ハ宜カロウ所有地内ト云フノテナクナツタノテ

スカ

(今村委員) 國障ノアルナシテ論セス權カ行ハルレハ宜シイト云

フノテス

(粟塚報告委員) 他人カ側タニモセヨ自由ニ飛テ居ルモノテアレ

ハ先占權ヲ取レル併シ餘所ノ家テヤツタノタカラ損害カアレハ償

ヘト云フノテス

(松岡委員) 特別法ヲ以テト云フコトハナイノテスカ

(箕作委員) 次ノ項ニアリマス

(粟塚報告委員) 次ノ項ニアリマスカラ其所ヲコウ云フ修正ニナ

ルト人ノ家ヘ遣入テ物ヲ取ルチ許スノテハナイカソウテハナイ、

取タトキハ先占權ニ屬ス丈ケテ餘所ノ家ヘ遣入ルヤ否ハ別ノ語テ

ス

(箕作委員) 文ハ妙ニ分ラン様ニ思フカ何ウ云フモノテシヨウカ

先占チ以テ得取スト難カ得取スカ一格ガナイ様ナ心持カスルソレ

カラ狩獵ノ目的ト爲ルヘキ獸類テ他人ト云フハ外ノ人ノ所有地内

ニ在ルモノチ先占スルノテシヨウ又得取ハ已レチ云フノテシヨウ

(粟塚報告委員) 其土地ニテアリマス

(箕作委員) 所有者ト云フノハ餘所ノ所有者テアリマスカ

(粟塚報告委員) 六百三條ハ所有者ノ許可チ得スシテ云々禽獸チ

取り且飼養シタルモノハテス

(箕作委員) 著ト云フノハ取タ人トソレカラ他人ト云フ土地ノ所有者ノ許可ヲ得スシテ圍障アル云々取りタル者カ分ラン

(栗塚報告委員) 他人ノ所有地内又ハ所有者ノ殊ニ之ヲ放置テモ宜シイ同シ人ヲ指スノテス

(箕作委員) ソレハ誤解シマス

(栗塚報告委員) 又ハ其所有者テハ如何

(松岡委員) 私ハ矢張前日ノ様ニ伊太利法ノ如クシタ方カ宜シイト思ヒマス重モニ六百四條ハ特別法ニ讓ルモノヲ書イタ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 我々モ其積リテアリマス

(松岡委員) 狩獵ノ目的ト爲ルヘキト云フナレハ宜シイ他人ノ所有地ニ在リ又所有地ヘ殊更ニ配置シタモ取レルト云フト矢張前

ノ「ボアソナード」ノ書イタ所ヲ不満足ヲ云テモ格別ハナイ

(栗塚報告委員) 先占テ取レルハ分ラン前ノハ先占權テ取レルト示セハ宜シイ取り方ハ特別法テ定ムルト云フノタカラ、貴君方ノ意思ヲ寫シタ積リテアリマス

(松岡委員) 殊ニ放シ置イタ飼ヒ置イタ杯ハ云ハヌ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレテモ自由ニ飛走シテ居ルモノハト云フノテ無論自由ニ飛走シテ居ルモノテナケレハ取レヌ

(松岡委員) 放シ置クト之ヲ云タラ格別ハナイ

(栗塚報告委員) 貴君ノ此間ノ議論ハ先占ト云フノハ取レルノテハナイカソウシテ置イテ起案者ノ云フノハ取レヌト云テ居ルテナイカ註ニハ取レルト云テ居ル、現物又ハ代價ヲ以テ返還ト云フハ分ラヌテハナイカト云フカ論ノ重モテアツタノテス

(松岡委員) 何ウシテ宜カナレハ我々ハ删除シテ伊太利法見タイ

ニバツト書クカ宜シイ

(今村委員) 伊太利法ノ如ク書ケヌコトカアル「ボアソナード」ハ先占ハ其主ノ不動産ヲ所有スル云々ト一條ニ置イテ實ハ次ノモノ、中ニ運入テアルケレトモ圍障アル放置云々ハ疑ヒチ生シテナラン、貴君ノ説ニスルト第六百二條ヲ修正ニシナケレハナラン
(松岡委員) ソレニハ及ハヌソレナレハ此所ニハ何チ書イテ分ルカト云フト海上ノ漂流物陸上ノ遺失物ハ書イテ悉ク行ケルノテス
(南部委員) 体裁カ自カラコウ云フノテアルカラ必ラス此條ハカリ伊太利通リニスルハ往カン

(松岡委員) 伊太利通リニシヨウト思フガ詰リ置テ宜シイ私ハ圍障中ニアル丈ケモノヲ置テモ所有地内ニ在ル放シタ飼タモノニ對シテ自由ニ飛走スルト云フノハオカシイ話ニナル
(今村委員) ケレトモ其コトヲ云タ爲メニ出來タ條テアリマス

(松岡委員) 六百三條ハ一向ソシナニ必要ナモノテナイ

(栗塚報告委員) 第六百三條ヲ御置キニナルヤ否

(今村委員) 置クト既ニ決シタノテ置ク以上ハ斯ウ修正シヨウト云フノテアリマス

(松岡委員) 松岡君ハ此間ノ通リテ一步モ譲ラヌ限リハ御相談ハ出來マセン

(松岡委員) 配置飼養杯ハ云ツタカ宜シイ

(清岡委員) 實際コウ云フコトカアロウカ特ニ配置シテ在ルモノヲ知リツ、取テ得取スルコトカアロウカ

(今村委員) 特ニ放置ハ私ノ庭へ鶏ヲ飼テ屠ルノトハ違ヒ假令ハ雉子ノ如キ追ハレテ何所へ行タカ知レヌモノテス

(栗塚報告委員) 狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ヲ能ク見ナケレハナラン



(清岡委員) ソウ云フモノチ誰ガ特ニ置イタト云ヘマシヨウカ

(今村委員) 此所ハソウ云フコトチヤルノテス假令ハ例チ申セハ

昨年伊太利ノ公使ヤラ獨乙ノ公使ヤラ寄テ一ノ社チ組テ狩場チ拵

イタカ今ハ潰シタカ、ソレハ金チ出シテ支那雉子ハ高イニ因テ日

本雉子ト支那雉子トハ狩獵力違フ支那ノ雉子ハ日本ニナイト云フ

ノテ支那卵子チ買ニ遣テ日本テ飼サンテ領内ニ放シテ置イタスル

ト繁殖シテ二三年ノ間置イタカラ餘程繁殖シタロウ其後始メヨウ

ト云フノテ放置スルノテ所ガ何所ヘ飛フカ知レンノテアリマス

(松岡委員) 其飼テ在ル放シテアルチ捕ヘレハ先占權チ得取カ出

來ルノカ

(今村委員) 捕ヒテモ外ヘ出ルコトカアレハ分ランソウ云フモノ

チナケレハ往カンノテス

(清岡委員) 放置シタ例ニナルカハ知レンカソレチ知ランモノカ

取ルトスルト如何

(今村委員) ソンナコトカアルカラソレテモ品物カ自由ニ飛ハシ

タナレハ取ラレテト云ヒタイ

(清岡委員) 取タカラ損害チ償ヘト云ハレテハ溜ラン放置シテ置

イテ損害ガアルト云テモ支那カラ取寄セタカラト云ハレテ溜ルモ

ノカ

(栗塚報告委員) ソレハ裏ノ話チスネ

(今村委員) ソンナ損害チ取ルト云フノテハナイ今ノ鳥チ捕ヘレ

ハ先占權チ取レルカラ自分ノモノテス

(清岡委員) ソウ云フコトナレハ麥畑チモ歩ミ潰スレハ損害チ出

スハ知レテ屠ル假令ハ竝ヘ雉子カ來ルトカ魚カ來ルノテ餌チ付テ

取ロウト思テヤツタトキハ即チ先占スルト云テモ損害チ掛ケルカ

ラ原案者カ即チ代價チ以テ返還スルチ要スト斯ノ如キ條カアルカ

ラ字ヲ入レタノテソレチ此通りニ直シテ見ルト矢張私カ飼テ在ル
放置シテアルモノチ云フヨリ仕方カナイ畑チ潰シタトキ或ハ樹ノ
枝チ折タトカ云フ爲メニ損害ハ知レタモノテス

(尾崎委員) 鳥チ取テ損害チ出スト先占權トハ云ハレナイ損害賠
償ト云フコトハナイタカラ此所テ損害賠償ト云フハ土地チ破タノ
テアロウ

(清岡委員) ソンナレハ不都合テ之ハ決シテ損害賠償ハ外ノコト
テス

(南部委員) 清岡サン本カラ現物ト云フハ前回ニ論カアツタカ現
物ノ價カアルカラシテ此度損害トナツタノテス

(清岡委員) ソコハ悪イノテ損害ト云フノハ飼養シタモノト云フ
ノタロウ放置且飼養シタリト知リタル狩獵スヘキ禽獸ダカラソレ
ダカラ代價ト云タノタロウソレチ知リモシナイニ代價ト云フハ

民財九ノ二一

(南部委員) ソウ云テハナイ、貴君ハ誤解テ現物ノ代價ト云フハ
論アツタカラ損害ト云ニナツタノテス

(清岡委員) 狩獵スヘキ飼養シタリト知リタルト云フ所カラ代價
ト出タノテシヨウ

(南部委員) 前回テ現物ト云フハ悪イト云フカラ損害トスレハ種
當ト云フノテ修正シタノテアリマス

(清岡委員) ソンナコトハナイ論ハアツタカモ知レヌカ修正シテ
見ルト往カヌ飼養シ放置シタチ知タ爲メ現物代價チ以テト原案ニ
アルノテス

(栗塚報告委員) 起案者ノ云フニ取タ者ノモノニナル自分ノ物ニ
ナツタト雖トモ損害チ被ラシメタモノハ價ハナケレハナラン價チ
スレハ品物ハ還スニ及ハヌ品物チ取テ價チスレハ宜シイト云フノ
テス

(清岡委員) 外ハ何フカ知ランカ現物ノ代價ト云フ所カラ出タノ
テ畑ヲ潰シタ等ノ損害ハ決シテナイ園内ニ配置ト知テタラ現物ノ
代價ト云フノモ出タノテアリマシヨウ

(栗塚報告委員) ソレハ第六百三條原案カ修正カ大体論テス

(尾崎委員) 修正ノ旨意ハ土地ヲ荒レシタ丈ケノ賠償ヲ品物ヲ取
タ禽獸ノ賠償ヲハ御座イマセンネ

(今村委員) 左様テス

(尾崎委員) 品物ハ先占權ヲ得ラル、カケレトモ土地ヲ損シタカ
ラ賠償ト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(村田委員) 此間ノ旨意テハ現物ノ代價ト云フカアルカラアレサ
ヘ罰レハ宜シイ先占權カアリナカラ物ヲ取テ賠償ト云フハ撞着ス
ル

民財九ノ二二二

(今村委員) 此文章テハ先占權カ行ハレ註チ見ルト行ハレヌト云
フガ攻撃ノ點テスカ

(箕作委員) ソウテス

(松岡委員) 私ハ修正ノ出テ來タ所テ他人ノト云フノカラ飼養シ
タルト云フノチ罰テ仕舞スレハ今一ツ配置ト云フハナクテモ宜シ
イ先占權ノコトハ示サナケレハナラン狩獵ノ目的トナル自由ニ飛
走スルモノ得取スルハ獲シテ他人ノ所有地ニ飼放シタト云フコ
トハ罰テ狩獵ノ目的ト爲ルモノハ自由ニ飛走スルモノハ誰カ取テ
モ取タ者ハ先占權ガアルト云フコト丈ケテ宜シイ

(村田委員) 無主物ハ先ニ取タ者ノ物ニナルノタカラ

(今村委員) 松岡サンノ云フ通りニスルト此條ノ眼目カナクナツ
テ仕舞

(松岡委員) 他人ノ所有地内ニ飼タノ養フ在ル杯ハ何ウテモ宜シ

イ、云ハントスレハ小六ヶ敷クナル之ヲ云ハスニ置イタラ困ルカ
ナラ決シテ困ラン

(栗塚報告委員) 報告委員中ニモ各々説モアリマシタカ茲ノ御旨
趣ヲ遵奉シテ參タノテアリマス

(清岡委員) 前項ノ但書以上ヲ置クト云フナレハ宜シイ但書ハ修
正ノ通りナレハ無論刪ラナケレハナラン

(今村報告委員) 此間ノ修正ノ節ニハ但書ハナカツタノテス所カ
但書ハ斯ウ云フ様ニト云フカラ加ヘタノテアリマス

(尾崎委員) 修正案ヲ可トスル

(箕作委員) 原案ヲ但書ヲ刪ルカ宜シイ

(村田委員) ソレカ宜シイ

(栗塚報告委員) 但書ハ刪ルト致シマシヨウソレカラ他人ト云フ
ハ其土地ノ所有者ト致シマシヨウカ

(尾崎委員) 其所有トシタラ宜シイ

(村田委員) 其人ト云ヘハ宜シイ

(栗塚報告委員) 其所有ト致シマシヨウ

(清岡委員) 特ニト云フハ刪ロウテハナイカ

(村田委員) 特ニハ入用テス

(栗塚報告委員) 其ト云フ字ヲ入レテハ如何テスカ

(箕作委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(清岡委員) 又ハイルカネ

(栗塚報告委員) 他人ノ所有地内ニ在ロウトモト云フノテスネ又
特ノ字ハ止ノマシヨウソレカラ二項ハ私有ノ池湖又ハ水流ノ内ニ
於テ取リタルモノニ付テモ亦同シトシテハ如何

(箕作委員) 若シ誤解シテ居ルト往カンカ他人ノ所有地内ニ在ル
ト云フハ天然ニ飛ンテ來タモノ、積リテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(箕作委員) 文章ハ悪イ、他人ノ所有地内ニ在ル放置シ又ハト云
フノハ悪イ狩獵ノ目的トシテ自由ニ飛走スルモノハ天然トカ何ト
カシタイ他人ノ所有地ニ在リ又ハ何トカ又ハテ切り上ケルハ面白
クナイ

(栗塚報告委員) 禽獸ノ自由ニ飛走スルモノハ公然他人ノ所有地
テアルト又其所有者ノ之ヲ放置シ及ヒ飼養シタルチ間ハ先占權
ヲ以テ之ヲ得取スルトシテハ如何

(箕作委員) 其方カ分リ易ヒ公然ト云フ字ハ何ウカ知ラン

(清岡委員) ソレニシテモ所有者ノ之ヲ放置シ及ヒ飼養シタルチ
間ハスト云フハ原案ノ通りテ放置及ヒ飼養シタト云フハ所有地ノ
外ニ在ルコトモ遺入ル様ニモ思ハル、

(箕作委員) 文章ハソウ見ヘル

(栗塚報告委員) 狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ニシテ自由ニ飛走ス
ルモノハ他人ノ所有地ニ在ルト又飼養放置チ間ハストスルカ

(今村委員) 所有地ニ在ラサルハナシテス

(委員長) 自在ニ飛之鳥ナレハ取ラレテモ仕方カナイ損害賠償ト
云フコトハアリマセン

(村田委員) 充分分ル

(箕作委員) 分ルカ悪文テス他人ノ所有地内ニ在リテ又ハト云フ
ハ係レハ何テスカ私ハ狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ハトシテ第一所
有地内ニアルト云フ所有者ノ之ヲ放置シ及ヒ飼養シタルトチ間ハ
ス他人ノ所有地内ニ於テ之ヲ得取シタルモノハトシテハ如何

(南部委員) 狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ニシテ跡ハ元ノ通りテ宜
シイ何セナレハ一方ハ他人ノ所有地内ニ在テ放置飼養シタノテシ

ヨウ

(実作委員) ソウ見ヘルナレハ原案ヲ宜シイ又ハ別ノコトヲ云フ
ノタカラネ

(南部委員) 一方ハ放置シ飼養シタルニ關係セシコトハ其所有者
ニタカラ其所有者ガ自分ノ地面ノ上ニ配置シ飼養イテ飼養スト
云フタカラ恰ト宜シイノテス

(実作委員) 分ランコトハナイ

(尾崎委員) 分テ居リマス

(今村委員) コウシテハ如何狩獵ノ目的ト爲ルヘキ禽獸ニシテ他
人ノ所有地内ニ在ルモノ又ハ其所有者ノ放置シ及ヒ飼養シタルモ
ノト雖モ自由ニ飛走スルトキハ先占チ以テ之ヲ得取ストシテハ如
何

(委員長) 格別ハナイ自由ニ飛走スルチ前ニ入レルハ宜シイカ跡
ハ之ヲ宜シイタロウ

(清岡委員) 放置飼養ト云フコトハ土地内ニ在ルモノト見マセン
ト不都合テス

(実作委員) 但書ヲ刪テ宜シイニシテ置キマシヨウ

(南部委員) 文字ノ修正ハ跡ニシテ宜シイ

(委員長) 但書ハ刪テ置キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正案中「特ニ」ノ二字及ヒ但書以下ヲ刪
リ之ニ決ス

(今村委員) ソレカラ第五百七十三條ヲ御座リマス家ヲ建ツルカ
否時ニ貴様毀スナレハ前以テ買ト云フ杯ハ如何ト云フノテ「ボア
ソナード」ニ関ニ違タ所カ尤モタカラト云フノテ用收權ノ終ルト
キト云フチ一ヶ年前ノ内ナレハ先買權ヲ行フコトカ出來ルト云フ
ノテ一ヶ年内ト改ノマシタソコト斯ウヤツテ見ルト要ラヌコトニ
ナル歎テ居テモ終了ニ屬シテヨリ十日又ハ二十日乃至一月ニシテ

モ此項ノ爲メニ十一月ノ效力カアル丈ケテス詰リ此條ハ入用ハ
ナイ用收權ハ期限ヲ極メルハ幼者ノ財産ヲ親父カ持テ居ル場合カ
或ハ會社ヲコンナ場合ノ外役ニ立ヌカラ少ヒノテス

(委員長) 用ヲ爲スコトカ少ヒ丈ケテ前ノハ何時マテモ行クタカ
ラ往カヌカ之ナレハ宜シイ

(松岡委員) 經濟論ト云フ爲メニタネ

(今村委員) 經濟論ノ爲メニ私ノ權ヲ妨ケルノテス

(松岡委員) 前ノ通りナレハ刪ル方カ宜シイ

(今村委員) 「ボアソナード」ハユライ條ヲ拵イ過キタノテス

(南部委員) 我輩モ刪除テス

(尾崎委員) 之ハ刪テモ宜シイ

(今村委員) ナイ方カ宜シイ

(委員長) 用收權ノ終リニ於テハ行ケルノタネ

(今村委員) 此項ガナイテモ行ケルノテス詰リ十一月間猶豫カ
延ヒタト云フ丈ケテス

(清岡委員) 實際ヲ考ヘルト十二月三十一日ノ終リニ於テカ何時
言出シテモ宜シイカ

(今村委員) 言出シテ十日經タナケレハナラン

(清岡委員) 終リテナケレハ勝手ニ持テ行カレル用收權ヲ廢クル
ナレハ刪ルカ宜シ狭ハノルナレハ置クカ宜シイ

(今村委員) 百八十九條カラ來タノテ初ノカラハナカッタノテア
リマス

(委員長) ソレテハ刪テ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ刪除ニ決ス

(今村委員) ソレカラ人權ノ第四百八十四條テスカ之ハ起案者ノ
答ヲ報告委員ヲ議シマシタカ利害ハ八益數カツタノテソレカラ今

一應考へロト云フノテアリマシテ之ハ修正スルニ及ハス原案通り
テアリマスソレカラ之ハ「ロニスレー」ニモ聞ケト云フコトデア
ツタノテス

(清岡委員) 學者說ニ付テ論カアルカ貴君方ノ說學者說ハ云へヌ
ト思フ

(松岡委員) 強制通用チ有スル紙幣チ與ヘテ義務チ免カル、ト云
フノデアツタ

(今村委員) 強通論ヨリ日本テハ何ウシテ宜シイカニ付テ定メナ
ケレハナラン

(松岡委員) 商法ニハ強制通用ト云フハ全價額チ以テ通用スル紙
幣ト云フノテ此所ハ一ツキリテ強制通用トアルカ、ソコテ斯
ウ云フ說モアツタ鶴田君ハ全價額チ以テ通用スル紙幣トシタカ宜
イテハナイカトソレカラ強制通用ト云フハ不換紙幣ニ限ルモノト

云フ說又一說ニハ引換ニルト云フ目的デアツテ通用シ否應言へヌ
モノハ悉ク強制通用ト云フモアツタ

(清岡委員) 「ボアソナード」ニ聞クト云タカ何ウシマシタカ
(委員長) 聞テ返辭モアリマスカ民法テハ強制通用ハ即チ政府ガ
發行シタ紙幣チナケレハナラント云フ何セナレハ尋常ノ人ニハ何
ノ紙幣カ全價額チ存シテ居ルヤラ分ラヌカラ民法テハ必ラス政府
ノ發行紙幣チナケレハナラント云フノデアリマス

(今村委員) 商法ト同シヨウニシテハ何ウカト「ボアソナード」
ニ聞コウト思テ兼テ頭マニアツタカラ委ハシク聞ニ違タラ今ノ如
キ答ヒチシテ來タノテ報告委員テモ強制通用ハ何ンナモノカト云
フ說ハ八蓋敷松岡サンノ云ハル、ト恥カシイカ強制通用ハ分ラン
ノテ何ウ云フコトカト云フカ始メテ論カ盛ンニナツテ「ボアソナ
ード」ニ聞クト云タカ委員ノ名テ聞カレテハ困ルト云フノデアツ

タ

(委員長) 金銀貨貨幣ハ間違ナイガ政府ノ發行紙幣不換紙幣ニシヨウト云フカ「ボアソナード」ノ云フ所商法ニハ全價額ヲ以テ通用スル紙幣ト云フカラ兌換銀券或ハ銀行紙幣モ加ワツテ居ル商法ノ様ナ風ニシタラ何ウカト云フノテニツノ論デアリマス

(南部委員) 私ハ前議ノ通り原案ノ通り不換紙幣ト定メテ宜シイト思ヒマス

(村田委員) 私モソウテス

(松岡委員) 先ツ論ノ分カル、所テスカ我々ハ實ハ強制通用チ有スル紙幣チ與ヘテ義務チ免カル、カ素ヨリ前ノトキカラ云タノテ金モ銀モ紙幣モ實際ハ金ト銀トハ違フケレトモ日本國內ハ金テモ銀テモ紙幣テモ構ハヌ三通リノ區別ハ立ツタ精神テ義務辨濟ニ強通紙幣ト云フノハ悪イ全價額ヲ以テ通用スル紙幣トシナケレハナ

ラント云フ説モアツタカ其説ハ今日モアルノテスカナイノテスカ
(委員長) 今日ハ未タ出ナイガ清岡サンノ説ハソウテス

(村田委員) 全價額ト云フト商人ナレハ宜シイガ民法テハ當リ前ノモノタカラ相場額カ分ランカラ往カンノテス

(委員長) 編田サンノ論ハソウテシヨウ

(村田委員) 左様テス

(清岡委員) 強制通用ノ性質ナクシテモ強制通用ト等シク流通セシムルモノハ日本ニアルソレチ請取ラヌト云フコトハ出来マセン即チ銀行紙幣ハ強制通用ト同シテアルソレチ以テ請取レヌト云フト甚タ民間ノ變動チ生スルノデアリマス

(松岡委員) 強制通用チ有スル紙幣チ以テ義務チ免カル、ハ何所モ異議ナシニナリマス

(清岡委員) 實際強制通用ノ性質ト云フコトハナクトモ宜シイ必

竟ハ學者論テ政府カラハ同シ様ニ民間テ通用セヨト命令シタモノ
ハ即チ強制通用ト同シトシナケレハナラン

(松岡委員) 金百圓ト云フニ紙幣百圓持テ行ケハ義務カ免カル、
ト云フ丈ケニ見レハ論ハナイノテ、其所ハ論ハナイカ種類ニ於テ
果シテ何ノ紙幣ニ限ルカト云フノテス本文ノ強制ト云フ字チ制ル
ト云フ説ハナイノテスネ

(清岡委員) ソレハ宜シイテシヨウ強制ト云フ字ノ上カラ云フト
之モ改ヘナケレハナラン論カ出ル

(南部委員) ソウテス此上ハ通常紙幣ヲ不換紙幣ヲナクモ強制通
用ニ導入ルヤ否チ定メレハ決着シテ仕舞

(松岡委員) スレハ私ハ抑モ此二人ノ學者チ先ツ一方チ立ツルト
シテモ現行政府ガ不換紙幣ニシタモノチナケレハ強制通用ノ至當
ニ入レヌカト云フニ強チソウテモナイ銀行證券類モ矢張強制通用

ニ出來ルト書イテアルソレカラソレチ除ケテ日本今日ノ有様ト云
フモノハ恐ラクハ他國ノ制ニナイコトヲ國立銀行チ摺イテ政府ハ
保證チ取テ紙幣チ發行シテ現ニ政府ノ手カラ紙幣チ渡シテ通用シ
テ用法チ書イテアルモノハ恐ラクハ大陸中ニハアリマスマイ亞米
利加國立銀行ハ保證チ大政府ニ取テ政府カラ發行シテ居ルノカア
リマスマイソレモ少ヒノテ我カ日本ノ銀行紙幣ノ政府ノ法律チ見
レハ拒ムコトハ出來マセン、何々スレハ開スルト云フノハ制費カ
出來タモノハ即チ強制シテ通用サセルモノト私ハ看做シテ居ル又
看做スヘキ丈ケノ値打チ付ケテアル依テ通常普通ノ銀行ガ紙幣チ
發行スルトカ何トカ云フモノトハ種類カ違フ英國ノ銀行證券モ政
府ノ發行チハナイ自カラ摺イタモノト思フ日本ノハマルテ性質カ
違フカラ日本テ今銀行紙幣ハ今ノ法律チハ強制通用ノ資格チ具ヘ
タモノト云テ今日ノ所チ金百圓拂フト云フニ只書イテアルナレハ

政府ノ發行紙幣銀行紙幣ヲ持テ行テモ決シテ拒ムコトハ出來マセ
ント斯ウ解釋スルノハ實際我法律ノ解釋ニ適當ト思フ

(南部委員) 銀行紙幣ハ政府ノ發行ト思フノカ

(委員長) ソレハ其論ハ行ハレヌ話テス只「パンタラフト」紙幣
丈ケハ時ニ依テ認ノタコトカアルノテス銀行紙幣ハ不換紙幣ト云
フコトハナイ

(松岡委員) 不換紙幣ヲハナイ兌換テモ強制通用ト見セルコトカ
出來ル

(委員長) ソウハ往カヌ「イングランド」ハ英政府ノ自由タカラ
其時ニ限ルノテ強制通用ハ有シテ居ランソレヲ以テ日本ノ國立私
立銀行紙幣ヲ以テ皆ナト云フコトハ出來マセンコ、サニ其モノヲ
強制通用トスルノ解釋ニ過キマセンカラ強制通用ト法律ヲ認メ
ニハ不換紙幣ト見テ居ルソウ見ナイト此所ヲ普通入ルトスルト商

法ハ取り除ケニナラン様ニナル

(松岡委員) 商法ハ何ウ云フ譯ケテア、書イタカ私ノ考ヘテハ長
イ短イハ一向構ハヌ銀行紙幣ハ何時マテト書イテナケレハナラン
一時外國政府ヲ強制スルノモ其時間ハ長イ短イニハ關係セン苟モ
通用スル上ニ法律カ強制ト云フノテ取捨ハ其人ニ任カシテアルモ
ノカトスレハ今ノ銀行紙幣ハ法律カ否ト云ハサンノテアルカラ即
チ強制ト看做スノテアリマス

(委員長) 銀行條例ヲ貴君流義ニ解釋テ下スカラソウタロウカ之
ハ政府ガ自カラスルナレハ宜シイカ保證金ヲ納メテ保證金丈ケシ
カ政府ハ負擔センノソヨサニソレヲ以テ銀行ガ自然信用ナクナツ
テモ政府ハ一圓ノモノハ一圓ニ通用セヨト云フコトハ出來マセン
(松岡委員) 併シ銀行ハ潰シテモ紙幣丈ケハ取りマス

(委員長) 換ハル丈ケハ換ヘルカケレトモ一圓チ一圓ニ通用セヨ

ト云フコトハ出来マセン併シ國庫カラ出シタモノハソレカ出来ル
ノテアリマスカラ値打チ下ケルコトハ出来マセン

(松岡委員) 政府カ保證チ取テ彼ノ通りノ法律チ出シテ云テ居ル
ノテアリマスカラ決シテ政府ノ紙幣ト變ハルコトハアリマセン税
ニモ何ニモ通用シテ之チ否ト云フコトハ出来マセン之ハトウシテ
モ法律ノ上テハ政府ノ紙幣ト變モ變ハラシモノト思ヒマス

(委員長) 政府ニ證金チ取テ居ルサニ若シ正金ト換ヘテト云フト
救フテヤラナケレハナランカ紙幣一圓ガ八十錢ニナツテモ是非一
圓ニセヨトハ云ヘヌノテス

(松岡委員) 實際政府ノ紙幣モ銀行紙幣モ差ノアルコトハ免カレ
ヌケレトモ法律ノ上テハ辨濟シヨウト思テ持テ行ク上ニハ今日實
際差ハアルケレトモ拒ムコトハ出来マセン

(委員長) 松岡サンノ説ノ違フノハ政府ノ紙幣カ銀行紙幣ト同シ

民財九ノ二二二

否トハ云ヘヌト云フガ政府ノ發行紙幣ハトンナニ信用カナクナツ
テモ一圓ナレハ一圓ハ通用チ否トハ云ヘヌケレトモ銀行紙幣ハ否
ト云フカ云ヘルノテス

(松岡委員) ソレハ今ノ法律ニハ云ヘヌテアリマス

(委員長) 云ヘルノテス

(松岡委員) 政府ノ紙幣ハ一圓ニナツテ居ルカラ引ケナイ様ト思
ヘハ是非一圓ニト云ヘルカ金銀兩本位テ一圓ノ替リニ保證チ取テ
發行シタノタカラ拒ムコトハ相ナラヌ政府カ法律ニ依テ裁判スル
時分ニ銀行紙幣チ拂ヘト云フ時分時ノ相場チナケレハナラント云
フト今ノ法律チ往カヌ現行法チ改メナケレハナラン

(委員長) 許ストハ云ヘヌカ人民ガ差チ付ケルトカ或ハ差アルカ
ラ否ト云フ以上ハ是非取レト云フハ出来ヌ政府ノ紙幣チ下サイ政
府ノ紙幣ナトハ取ル彼ノ銀行ノ紙幣ハ信用チ失テ居ルカラ否ト云

へハ裁判所ハ是非貴様其紙幣ヲ拒ムコトハ出來ヌトハ云へヌ貴君
ハ僅カ保證ヲ積ンテ十分ノ一カ一割カノモノヲ積テアルネ

(松岡委員) イエ保證ハ適當ノモノテアリマス最初ハ壹萬圓ノ公
債證券チ八千圓位ヒニ取タカ近頃ハ百圓ハ百圓ト云フニナリマシ
タ今現ニソウテ御座イマスカラ銀行紙幣ハ政府テ保證ヲ取テ居ル
カラ構ヒマセン銀行紙幣ニ付テハ強制紙幣ト同格ノモノテアリマ
ス

(委員長) ソコハ全ク違フ今ノ論ハ銀行紙ハ動モスレハ通用セシ
メナケレハナラント見ヘルカハ知レンカ私カ兼テ居ル所テハソウ
思フカ併シナカラ強制通用チ有スルヤ否ト云フト銀行紙幣ハ強制
テハナイ強制通用ハ假令何ンナニ信用チ失ツテモ政府ノ力テヤレ
ルノテ信用如何ニハ關シナイカラ銀行紙幣ハ其方へハ導入ラン
(清岡委員) 強制通用ニ背クカラト云フ御話テアリマスガ成程ソ

ウテシヨウ併シ成面目チ、ムキ出シテ法律チ實行シテ銀行紙幣ハ
受取ラヌト四百八十四條ヲ箇條ト云フト日本經濟カ立カ否考ヘナ
ケレハナラント思フ強制通用ト云フコトハソレハ性質チ云フト御説
ノ流通チ妨ケ政府ノ條例ニ背ケルカラ此所ノ強制通用ト云フ、ハ何
ウカシテ右ノ條件チ以テ銀行紙幣ト云フ商法ト同一ノモノニナケ
レハナラント思フ強制通用ト云フコトハソレハ性質チ云フト御説
ノ通りテ異論ハアリマセン又今日銀行紙幣モ強制通用トハ申セヌ
ケレトモ現今ノ所チ考ヘルト強制ト云フ政府ノ法律ナリ又實際ノ
行ハル、モ強制通用ト同一テアレハ此銀行紙幣ハ何ウシテ公宜シ
イ、義務チ免カルコトチ得ヌ否ト云ヘルトスルト審カアル故ニ強
制通用ト云フ字ハ何ウカ直シテ商法ノ如クスルカ宜シイ併シ差ノ
アルモノテモ差額ノ差引チ付テカナレハソレハ出來マスマイソレ
ハ民法ハ商法ト違フカラ何レモ角テモ請取レト云フコトハ云フマ

スマイ

(委員長) ソレハ宜シイテシヨウカ全價額ヲ以テ通用スル紙幣ト云ヘハ實タカ松岡サンノ云フニハ強制通用ノ解釋ノ内現在ノ紙幣モ導入テ居ルト解スルト云フ論カ起ルカラソレハ強制通用ノトキハ今ノ紙幣ヲ罷ノラレテハ困ルト云フノテ紙幣ノ有無ハ問ハス鬼ニ角信用確實ノモノハ政府ノ不換紙幣ヨリ外ナイト云フテシヨウ又貴君方ノ云フ通り全價額ヲ以テ通用スル紙幣ト極マツテ居レハ宜シイケレトモ強制通用ト云テ實ハ銀行紙幣マテ導入ルト云フト宜シクナイ

(南部委員) 強制通用ト云フハ政府發行ノモノテ、銀行紙幣チ一國ニ通用サスルニ付テハ不換紙幣ト同様ニ取扱サセル一時ノコトヲアル、タカラ全價額ヲ以テ通用スル紙幣ト云フハ別ニ見ヘルカラ不都合ヲ民法ハ永世ノ法律タカラ強制通用チ有スル紙幣チ本ニ

民財九ノ二二三

シテ、之ヲナケレハ請取コトモ出來ヌト云フ原則ヲ立テソレカラ一時政府ニ於テ銀行紙幣ヲ強制通用ト類シテ取扱ハナケレハナラント云フトハ特別ノ例チ以テ論シテ補佐シ民法ハ萬世不變ノモノヲ定メナケレハナランソコヘ全價額ヲ以テト云フハ甚ダ不都合テ之ハ勳カヌモノニシテ置キタイ

(松岡委員) 全價額杯ト不同意今ノ銀行紙幣ハ全体何時マテア、云フモノチ存スヘキカナレハ何時カ知ルモノテモアリマスマイ元來國立銀行ハ甚ダ額ノ少ヒモノタソウテ米國ハ三十何洲カト南北戰爭カラ始終獨立セン爲メ保證金ヲ要シテ擔イタノカアルノテ日本ノ如キ國立銀行ハ何レ何時マテモ持ツモノテモナク會社ノ權ナ性質ニナツテ必竟政府カ保證金杯ヲ取テ紙幣發行スルカ如キコトハナクナルタロウト思フカ其時分ニハ後來ノ進行チ云フトコウ云フモノハナクシテ政府ノ目的ハ立ツルニ違イナイ現今ノ所ハ銀行

紙幣ハ之ヲ賣テモ構ハヌノテ否ト云ヘハ拒ンテモ宜シイト認ノル
ニ於テハ甚タ實際ニ違イ又今ノ法律ニモ違フノタカラ強制通ト云
フ本体ヲ云フト政府ノ發行ハ一番ニハ違イナイ

(笑作委員) スルト今ノ大蔵大臣ハ不換紙幣ハ止シテ仕舞カ

(委員長) 追々止シテ仕舞ノテス

(笑作委員) スルト日本ハ兌換銀券ノミニスルノテスカ

(委員長) 左様テス政府ノ不換紙幣ハ時トシテ起スノテ事變カ到
來スレハ起スノタカラ不事ノ間ハ減シテ置クト云フ旨意テアリマ
ス

(笑作委員) 兌換ト云フト云フ名ハ政府ヲ保證シテ居ルノタカラ

(委員長) 松岡サンノ云フ強制通用ノトキハ他ノル論ヲ止メテ國
立銀行紙幣ハ若シモ、私ハ左程ニハ思ハンガ設議シタ上強制通用
ヲ有スルトナレハ準強制通用ノモノト云ヘハ強制通用ト云フコト

ハアツテモ宜シイ強制通用ト云フ紙幣ハ不換紙幣ヨリナイト定メ
テ大蔵省ヘ充分質問シテ大蔵省ノ意見モ此銀行紙幣ハ準強通ト云
ヘルカ否准スルナレハ今日ノ法律ニ依ルトナル若シ兌換銀券ノ如
キハ往カヌト云フニナレハ義務ヲ免カル、コトハ出來ヌトナツタ
ラ宜シイ

(松岡委員) ソレナレハ宜シイ

(笑作委員) 此間ノ論ハ存シマセンガ何ウシテモ義務ヲ免カル、
モノハ強制通用ヲ有スル紙幣ヲナケレハナラント思フ金銀ハ否應
ナシ何ウシテモ取ラナケレハナラント無理押シニ取ラセルモノテ
ナケレハ義務ヲ免カル、コトハ出來マセント思フ、スレハ國立銀
行トカ云フモノハソウテナイト思フ、スレハ今日強制通用ヲ有ス
ルハ政府ノ紙幣ヨリハナイ、ナケレハソレハカリハ否應ナシニ取
ラセルモノテアリマスカラ御仰ノ通り大蔵省ヘ質問スルカ宜シイ

(委員長) 商法ハ幅ヲ廣クシテ居ルカラネ

(笑作委員) ソレハ「ボアソナード」ニ答ヒテ宜シイテシヨウ

(尾崎委員) ソウテスソレテ宜シイ

(清岡委員) 特別法ニテモ銀行紙幣モ強制通用ノ紙幣ト同一ニ流

通シヨトカ云フコトヲ定メルコトニナリマスカ

(委員長) イエ、法律ヲ出スト云フノテハナイ今銀行條例ニ於テ

松岡サンノ云フ如ク強制通用ニ准スル效力カアルナレハ矢張強制

通用ノ中ニ籠メテ見ラル、ト思フ

(笑作委員) 法律ガ義務ヲ盡スニハ強制通用テ有スル紙幣ヲナケ

レハナラヌント云フ重モノ所ニハ反對ハナイ様テスネ

(清岡委員) 松岡サンノ説ハ強制通用ニ導入テ居レハ宜イト云フ

ケレトモアレハ強制通用ニ導入テ居ル筈ハナイノテ名目ヲ今日強

制通用トスルノテ即チ掃ユルノテ強制通用ト云フハ何かト云フト

不換紙幣ヨリハナイト云ハナケレハナラン

(松岡委員) 強制通用ハ否ト云ハレンモノテス

(笑作委員) 私ノ考ヘテハ仰ノ通り紙幣ヲ否ト云ヘヌト云フ果シ

テ明文ガアレハ強制通用ニナルカラ又強制通用ヲナイモノハ此内

ニ導入ラヌカラ原案ヲ宜シイ

(今村委員) 佛蘭西ノニハ紙貨トアル之ヲ日本テ紙幣ト稱シタノ

テ、日本裁判官ハ強制通用ト解釋シテモ外國裁判官ハ強制通用ト

ハ解シマセン

(清岡委員) 理窟上カラハ往カン

(今村委員) 今ノ銀行紙幣ハ何テ通用スルカナレハ銀行テハ正金

ヲ積テアルカラテス日本銀行ハ政府ニ通貨力積ンテ在ル積リテア

リマス公債證書ヲ政府ニ積ンテアルカラ併シアレハ信用ノ起原テ

アリマス政府ニ實ハ何モ積ンテナイ紙其モノカ金タカラネ

(松岡委員) 今ノ銀行紙幣ハ強制通用ト直接ニハ云ヘヌガ准スルト云フカアルモノト諸君ハ御承知ニナレハ宜シイ

(清岡委員) 御承知ナスツテモ何ウシテモ法律上裁判官ノ眼玉ニ於テ日本銀行紙幣モ強通紙幣ト云テ吳レルカ若シ云テ吳ントキハ不都合ヲハナイカ政府カラ特別ノ命令ヲ出シテ我國ノ銀行紙幣ハ即チ民法第四百八十四條ノ強制通用ニ准スルト同一ノ取扱フトスレハ仕方カナイ若シソレチヤラン以上ハ決シテ往カヌ

(委員長) ソレハ大蔵省ニ於テ何ト認ノルカ私ハ松岡サンノ如キ解釋トハ思フカ今一應大蔵省ヘ質シテ何ト解釋スルカ大蔵省ヲ強制通用ニ准シナイト云ヘハ導入ラヌ又大蔵省ヲ准シテ行クト云ヘハ導入ルト見ル

(松岡委員) ソウスレハ宜シイ

(委員長) 若シ強制通用ニ導入ラヌト云ヘハ第八十五條テス本債

務者カラ擇ヒニ依テ紙幣ヲモ行クト云フコトヲ云タラ宜シイテシヨウ

(松岡委員) ソコテ氣遣ナク大蔵省ヲ銀行紙幣ハ時ノ相場ヲ以テ法律カ認ノテ稅ヲ拂ヒ民間ヲ取扱モ時ノ相場ヲ宜イトナレハ無論此所導入ル譯ハアリマセン

(南部委員) 時ノ相場ヲナク強制通用ノ效力ヲ持ツカ否文ケテス(今村委員) 大蔵省ヲ何ト云オウトモ云ヒ出セハ大審院モノテ御座イマス

(松岡委員) 大審院モノナレハ曰ク強制紙幣ナリ

(委員長) 政府ハ一文ナシテモ行ケルカ銀行ハソウハ往カヌサ並ニ松岡サンノ論ハ違フノテス

(清岡委員) 大蔵省ヘ開合セルカ宜シイ

(委員長) 先ツ大蔵省ヘ開クトシテ、強制通用ト云フコトハ決シ

テ、幅丈ケハ大蔵省へ聞クトシテ置キマシヨウ

本條ハ強制通用ノ紙幣ハ政府發行紙幣ナルヤ否ラサルヤ尙ホ

大蔵省へ問合スルコトニ決ス

(今村委員) ソレカラ第五百五條ヲ御座イマスカ之ハ面倒ナ問題
 テ御座イマスカ行キ掛リチ一寸御座申マヌレハ分リ易ヒ、此第二
 ニ論ガアツタ所カ論ノ起タノハ第五百四條ニ「法律上代位ハ左ノ
 者ノ利益ニ於テ當然ニ成ル」トヤリマシタ其當然ニ成ルモノ、中
 ニ假令ハ場合チ設ケルト負債者ガ不動産チ抵當ニ入レテ、所カ抵
 當ノミナラス保證人モ付テ居ル場合ニ保證人ハ債主ニ向テ辨濟ス
 レハ第五百四條ニ依テ當然代位チ成ス抵當物ニ取テ保ルコトカ出
 來ル又抵當ニ入レテアル不動産チ負債主ガ持テ居レハ論ハナイガ
 若シ抵當ニ入レナカラ他ノ人ニ遺ルトカ賣ルトカスルト第三者保
 有者ガ出來ルソレハ保證人ニ與フルノタカソレカ拂フカモ知レン

ソレモ第四百四條ヲ當然代位ニ成ルノテ若シ其場合ニ抵當物チ他
 へ譲テ第三保有者ガ出來又一方ニハ負債ノ保證人モアルシ、シタ
 時分ニ兩人トモ法律上當然代位カ成ルトスルト佛蘭西法律ニ反シ
 何方カ出來ヌトシナケレハナラン、此ニ於テ論カ分カル、ノテ學
 者ノ説ニ依レハ明文カナイカラ昔シカラ習慣或ハ他ノ條チ援引シ
 テ説チ立ツルノテ立派ナ人達ガ説チ異ニシテ居ルノテヌソコテ「
 ボアソナード」ハソソナコトハ云テナイカラ第五百五條ノ第二チ
 置イタノテ元ノ體ニ置イテ第三保有者カ進入ツタラ保證人ハ金チ
 出サナケレハト云フ論、ソレカラ跡カラ第二項チ加ヘテ若シ名債
 名義チャツタナラハ第三保有者ハ保證人ノ約務カ抵當ノ設定ノ後
 ニ係ルトキハ其保證人ニ對シテ代位セラレス」ト云フノテ保證契
 約ノ前後チ以テ出來ル出來ヌノ區別チ立テ來タノテ、ト云フノハ
 此方等カラコウ云フコトチ言テヤツタノテ撤除法チ行フノ前金チ

出サナケレハ出來マセント云フ金額ニ付テノ第三保有者カラ代位
 ガ出來ルト書イタカラ、然レハ無償テヤツタ時分ニハ濺除法ハ行
 ハレヌ千圓ノ土地ナレハ千圓出サナケレハナラン濺除法ハ行ハレ
 ヌ、スレハ千圓ノ土地ヲ賣フ者ハ千圓拂テ濺除シタラ千圓ニ向テ
 保證人ニ對シテ取還シテ請求スルトナル、ソレハ抑モオカシイテ
 ハナイカ、債務者モ自分ノ財産ヲ抵當ニ入レタナリソレヲ賣タ者
 ハ保證人ノ爲メニ其財産ガ債務者ノ手ニ在レハ千圓丈ケテモ賄リ
 債務者ノ出來心ヲ千圓損スルヤ否ト云フコトカ起ルト言テヤツタ
 所ガ答ニ凡ソ所有權ヲ持テ居ル以上ハ實際自在ニ處分スルヲ得ル
 ノテ抵當ニ入レテアロウトモ所有權ハ存シテ居ル、併シナカラ公
 賣モ出來ルト云フ主義ハ註ニモアル、所有權ハ是程確カナモノテ
 アル之ニ傷付ケテハナラント願カ固テ居ル、又一方カラ論スルト
 抵當ニ入レテ置イテ無償テ遺タ爲メニ己レヲ保證シテ呉レタ他人

ニ對シテ迷惑ヲ係ケルハ不都合ナ條項ヲオカシイト言テヤツタモ
 所有權ハ處分スルヲ得ルト云フ強イ願カアルカラ動カヌノテスソ
 レカラ又此方等カラコウ云フコトヲ言テ違タ、成程於前サンノ申
 ス如ク思テ居ル併シ本カナイモノヲ遺ルコトハ出來マセン持テ居
 ル物丈ケシカ出來マセン抵當權ハ物權テアル然テ見レハ物權ヲ所
 有權ヲ以テ打毀セヌ物權丈ケハ所有權ニ勝タモノト云ハナケレハ
 ナラントハ御座ランカト云フト抵當權カアレハ抵當權丈ケ差引ト
 抵當權ハ登記法モアルカラ賣フナリ賣ナイ爲タモノハ切り替ル時
 分ニ分テ居ルシ承知ノ上賣フモノテ若シ千圓ノ抵當權アルナレハ
 千圓ハ拂フト覺悟シナケレハナラン千圓ノ値打シカナイモノナレ
 ハ賄リ賣ハヌモノトナルノテ餘リカアレハ餘リ丈ケ賣フノテハ御
 座イマセンカト云タ所ガ抵當權ハ成程物權ダロウガ所有權ヲ傷ケ
 ル程ソレ程強イ物權ヲハナイト云フ其時分森君カ第五百五條ト云

タラ怒タノテス、ソレカラ又ソウ云フト益々疑ヒカ深クナルカラ
 同シク抵當權所有權用收權物權ヲ並ヘテ質借權永借權杯ハ物權ヲ
 アルニアレチ一々並ヘテ物權トシテアルニ假令ハ用收權ヲ付タ所
 有權ヲ賣タトキハ傷ノ付タナリニ行クノタカ抵當權ハ物權ノ付タ
 ニスルト實ハ傷ノ付カン一時立替ト云フ保證人ハ取還ス權ヲ持テ
 居ルカラ所有權ニ傷ノ付カン以上ハ物權トハ云ヘヌ支分權ヲモナ
 シ傷ノ付タ物權傷ノ付カヌ物權ト云フハ如何ナル區別カ御座イマ
 スカト云テ問題ヲ辨シテ是々ト審イテ違タ所ガ權ノ方ノ疑問ノ點
 ヲ三點付ケテ答ヘヌニ違シテ來マシタノテアリマス其時ニ私杯ノ
 一説テアリマスト抵當權ト云フモノハ一種ノ條件付ノ移付ノ權ナ
 モノテ若シ負債チスルナラ品物ヲ抵當ニ入レル私カ拂ハヌト云
 フトキ其條件カ到着シタラ移付シマシヨウト云フコトテアリマス
 ダカラ、抵當ハ詰リ置換ヘルト條件付ノ移付テハナイカト云フコ

トチ一所ニ言テ違タ所ガソレハ頗ル物好キナ説テハナイカ我カ歐
 羅巴ノ學者社會ニ於テ抵當ノ説ハ定マツテ居ル極マツタ説ヲ法律
 取調委員モ私モ變スルコトハ出來マセント云テ來マシタソレカラ
 モウ、質問ハ止ノヨウト云タカ併シ何ウシテモ私等ハ物好キテ論
 スルノテハナイ實際極ク場合ノ多イコトテ抵當ヲ取テ渡シテ置イ
 テ保證人カアル其抵當物ヲ讓ルカ交換スルカ賣渡スカ或ハ無償テ
 遺ルカシタトキニ債務者ハ自分ノ品物ヲ動かスコトカ出來ルナレ
 ハ詐偽モ行ハル、又保證人ニ責ハシテ仕舞ト一寸普通ノ感觸モオ
 カシイト思フ、佛蘭西學者ノ説ヲ調ヘテ見ルニ種々アリマスカ我
 タニ同説ノ學者モアルノテ、ソレカラ更ニ此方等カラ言テヤリマ
 シタ所ガ之ヲ修正スルト保證人ノ所ニ關係チ及ホシテ自分ヲ修正
 シナケレハナラン、所ガ起案者テナイ以上ハ關係チ及ヌ所カ不安
 心テアリマスカラ私ハ詰リ人事編ニ係テ居ル人ト相談致シマシテ

何方カ寛シイカ開テシタイト委員長長迄申上テ置キマシタコトモアリマス、所カ「ボアソナード」ニ一應言テ遣ロウト考ヘマシテ、保證人ノ性質ハ第三保有者ノ性質ハ債務者ニ對シテ如何ナルモノカ研究シヨウテハナイカト云フノテ保證人ト云フ者ハ何ウ云フモノカト云フト債務者ニ對シテ未必條件付ノ債務者ヲ若シ債務者無實力ニナルト私カ代テ債務者ニナルト云フノテ其替リ債務者ニ對シテハ貴様ガ無實力ニナツテ拂ハヌトキハ債權者ヨリ催促セラレ己レカ拂フ其時分ニハ貴様ニ對シテ己レハ債權者ニナルト云フコトカーツアルナレハ何ウシテ其性質ヲ持テ居ルカナレハ債務者カラ債權者ニ對シテ幾ラカ債務ヲ擔保スル品物ヲ入レテアレハ將來債權者爲ルヘキモノチ自分ノ所爲テ害スルコトハ出來マセン、ソレチ引當ニシテ居ルヘキモノチアルカラ保證契約ト抵當契約トハ前後ハナイ苟モ抵當契約カ出來タラ將來ノ權利即チ保證人ノ得タ

既得權ト云テ宜シイ其既得權チ債務者ノ所爲ニ因テ他人ニ讓テ保證人チ害スルコトハ理ニ於テ出來マイト佛蘭西學者モ論シテ居ル尤モ佛蘭西法律學者ハカリテアリマスガ大要ソウ云フコトチアリマスカラ其コトチ云テ遺タ所ガ、モウ度々重テ使ニ行ク人モ叱ラル、カラ今度ハ終リテアルカラ今度怒ラレタラ當人チ引張テ來ルト云フ、彼方ヘ行ケハ彼方ノ道理此方ヘ來レハ此方ノ道理ハ聞ヘルカラ對決チヤロウト云フノテソレカラ行ク所ガ私ハ先ツ所有權チ勝手ニ處分シナケレハナラン權チ持テ居ルト云フカラ仕方カナイ使ヒニ行ク者ニソナラ先ツ來テ呉レト云フト明日學校ヘ行ク序ニ行クト云フカラ待構ヒテ居ルト來タノテ、貴君方ノ氣ニ入ル説モアルカ先ツ云フマイ御前方ノ説チ聞テ而シテ言ソト云フノテ先ツオ前ハ何ウカト云フカラ私ハ今ノ説チ言タノテ、未來條件付テ債權者ニ對シテハ將來ノ債務者チアル又債務者ニ對シテハ

將來ノ債權者ヲアルト云フ話ヲシテ第五百三十四條ニ保證人ヲ傷ケルコトハ出來ヌトアリマスソレテ債權者抵當ヲ取テ居ナカラ抵當物ヲ賣タ人ト相談シテ變換シテ保證人ハ知ラス居ルト保證人ハ債權者ニ對シテ拂テモ解除シタ以上ハ抵當カナクナツテ仕舞、スルト保證人ニ對シテモ一向代位ノ效力ナイソコトヲ債權者ガ保證人ニ知ラスヤツテハ保證人ハ私ハ知ラント云フコトカ四條ニ依テ出來ル、知ラン場合ハ宜シイ私モソウ云フタロウト思テ居タト云フノテソレカラ時々某ノ云フ將來未必條件ノ一方ニ對シテ債權者一方ニ對シテ債權者ト云フ説ハ至極宜シイソコト御前サン方チ満足サスル案ヲ持テ居ルカラ御擇ニナサイ先ツ一カラ申ス之ハ債權者カ抵當ニ入レテ保證人ノ付テ居ル抵當物ヲ譲リモセス居テ保證人カ拂テ代位シタ時分ハ抵當物ニ取テ係ル債權者ニ代位スルカラ抵當權ヲ持ツニ異論ハアリマスマイト云フカラ無論テアリ

民財九ノ二三一

マスト、ソレナレハ其保證人カ拂テ債權者ノ代位シテ後抵當物ヲ債權者カ遣ルカ賣ルカシタトキハ保證人ハソレヲ買フカ賣フカシタ者ニ取テ係ルコトモ異論ハアリマスマイト云フカラ無論アリマセン、ソレナレハソウ云フ場合カアルト云フトソレト同一ノ結果ニナル案ガニツアル何ウテ御座イマスカト云フノテソレナレハソレハ同一ノ結果ニナレハ満足致シマスト云フタ、所ガ先ツ第一ニハコウシヨウト云フノテ第三保有着者カアツテ保證人カ代位シナイトキテス其トキニハ債權者ハ品物ハ債權ノ抵當ニ進入テ居ルカラ拂ヒナサイ、否ナレハ品物ヲ突出セト云々時分ニ保有着ト債權者トノ間テ解除法ヲ行ハレヌ様ニスル必ラス保證人ヲソレヘ入レル第三保有着者ハ抵當物ヲ賣タカ買タカト云フ者タカ第三保有着者トナツタ爲メニ金ヲ出サナケレハナランカ二人ノ手ニ落チサスカハ二人ノ勝手ニサレテ置イテ、スルニハ第三保有着者カラ保證人ニ通知

シテ濺除法ニ立會ハスレハ例ヘハ千圓ノ財産チモ二人チスレハ八
 百圓ニスルカモ知レンソレニ保證人ニ通知スレハ出來ナイ二人チ
 聯合コトハ出來ナイガ一体第三保有着カラ濺除法チ行ハント思ヘ
 ハ抵當物ノ付タ債權者ガ幾人モアルヤハ知レカ皆通知シナケレハ
 ナラント何所ニ保證人カ居ルカ分ラン第三保有着カラ通知ハ出來
 マセン債權者カラ通知シヨウト云フノテ保證人ガ可愛想ナレハ第
 二ノ抵當チ取レハ宜イテハナイカト云タ初ノ其トキハソレテ宜イ
 ケレトモ實ハ保證シテ呉レト云テ保證スルハ懸意ツクテヤルノテ
 アレハ己レニモ保證チ入レロト云フコトハ云ヒ惜イト云タコトカ
 アリマス其コトハ御尤モタト云フノテ、タカラ第二ノ抵當チ入レ
 ルハ止ノテ通知シナケレハナラン一條チ設ケルカ、今一ツニハ債
 務者即チ抵當入レ主ノ承諾ナシニ自分一人考ヘテ保證人カ登記シ
 テ呉レト云フ權ガアルト云フノテ之チ設ケレハ宜シイ債務者ニ相

民財九ノ二三二

談セヌソレモ出來ルト云フ條チ置ケハ登記役所テ第二ノ抵當者ト
 爲リテ宜イト云フ旨分カ保證人ニナルヤ否自分チ登記シニ行テ宜
 イト云フ此説ノ二ツニ一ツチ入レヨウト云フノテソレハ何方ニシ
 テモ満足スル語チアリマス其ニマハ孰レカ相映シテ御答スルト云
 テ喧嘩セスニ別レタノテアリマスソレカラ此方等カラ債務者ノ承
 諾ナシニ抵當ト云フノモ體ナ語チアリマスカラソレ故債權者カラ
 通知ト云フチ擧フカ宜シイト云タノテスルト大層先モ修正シテ此
 所モ修正シテ案カ出來ヌテソレカ是迄ノ行掛リノ結果チアリマ
 スソコテ第二項ニナツタカ、若シ債務チ辨濟シタル者カ第三保有
 者タルトキハ其第三保有着ハ保證人ニ對シテ代位セス然レトモ辨
 濟シタル保證人ハ第三十六條ノ條例ニ遵從スルトキハ第三保有
 者ニ對シテ代位スルトシテ案マシタ、
 (製作委員) 今迄ノ履歷モアリマシタカ之ハ關連シタ條モアリマ

スカラ跡ニシテ宜シイ

(委員長) 之ハ今度ノ民法ノ日ニシマシヨウ

(松岡委員) 此中ニ引テアル千三十六條ハ未タ翻譯シテアリマセ

ンカラ

(委員長) ソレマタニ翻譯シテ貰ハウ宜シイニハ此方カ宜シイ

本條ハ假ニ修正ヲ採用シ未定

(今村委員) ソレカラ夫ハ第五百二十五條ヲ御座イマヌ先ツ以テ

越案者カ直シテ參タノハ第二項ヲ「抵當財産」ト云フヲ「債權ア

ル財産」ト致シマシタ抵當ト云フト先取特權カ被ケテ仕舞マヌソ

レチ「ボアゾナード」ニ質問シタカ抵當ト云ハ無論特權ハチイ

明瞭ノ爲メ入レヨウト云ダカ「項」云テ居ルカラ抵當ハガリテハ

工合カ悪イノチ抵當ト云フ字ハ負擔アル財産カモ云テ負擔

アル財産ト改ヘマシタ末項モソウナリマヌラレカラ第三項ノ此留

民財九ノ二二三三

保ニ付テノ承諾ハ更改ノ己レニ對シテ爲サル、者ノミニ必要ナリ

トアルハ之ハ誰カ承諾テアルカト云フ論ヲ留保ニナツテ居タノテ

スカ之ハ誰テモ宜シイ更改カラ來タ者テ云ヘハ負擔者ガ抵當物チ

入レテ旅テモシテ居ルト棄テ置ケハ抵當チ賣ラレテ仕舞カラ友達

ガ氣ノ毒タカラ我私ガ更改シテ債主ニナロウト云フノテス

(委員長) 若モ更改スル人カ改ヘヨウト云フト旅テモシテ居ルト

キ留守ニ代テヤルト抵當ハ本人カ知ラント居ルニ取テ仕舞コトチ

シテハ往カンカラ舊債務者ノ承諾チ得ルコトチナケレハナラント

云フ論モアツタノテス

(今村委員) ソレカラ「ボアゾナード」ニモ聞キニ佛蘭西學者ノ

説チ調ヘテ見シタカ不都合ハ御座イマセン何セナレハ私カ先ツ債

務者テ自分ノ持テ居タ不動産チ抵當ニ入レ私カ留守ニ友達カ來テ

棄テ置ケハ公賣サル、カモ知レナイト思テ代テ債務者ニナル然レ

トモ名前カ替々丈ケテ私ガ債務者ニハ違イナイテ私ノ置位カ以前ヨリ悪クナツタカナレハソウテナイ更改スルモ以前ヨリ重イコトヲ請ケルコトハナイ原則カアリマスカラ成ハ債權者ガ五朱ノ利息チ四朱ニシヨウト云フコトハアルカモ知レンカ重クスルコトハナイノテス

(委員長) 元トヨリ悪クナルト云フコトハナイト尾崎君ノ説モアツタカ彼ノ人ナラハ債權者ニシテ置ウト思タニ豈圖ラン知ラン間ニ代ラレテ仕舞、アレニ代ル譯ハナイト云フノテ

(南部委員) ソレハ往カヌ

(今村委員) 之ハ更改ハカリテハアリマセン既ニ債權ノ賣渡モ行ハレテ居ルカラ仕方カナイ其論チ通ソウト思ヘハ代位ト讓渡チ止メナケレハナラン成程債務者ノ不爲ノニナルコトハ決シテナイト云フノテ佛蘭西ノ學者間ニモソウ暗ヒコトハ云テナイカラ抵當先

取特權チ留保スルニハ誰モ承諾カナケレハナランカ即チ此所ニ至リソレハ債務者ノ承諾チ得ルニハ及ハス所カ佛蘭西テハ民法ニソウ云フ條カアツテ連帶債務ノトキハ他ノ連帶債務者ノ承諾チ得ナケレハ留保ハ出來ナイトアリマスノテ一向譯カ分ラント云フガ何セナレハ私カ貴君ト連帶テ金チ借リ私ノ不動産ト貴君ノ不動産トチ抵當ニ入レテアル誰カ來テ私ノ債務チ更改スルト貴君ノ承諾チ得ナケレハ留保ハ出來マセン、其外コウ云フコトカアリマス私カ債務者トナルケレトモ抵當品ハナイ貴君カ私ニ貸タトキ誰ノ承諾チ請ケナケレハナランカ「ボアソナード」ハ更改スル人ノ承諾カアレハソレ丈ケテ宜シイト云フノテス所カ論シテ見ルト貴君ハ私チ信用シテ貸テ呉レタ以上ハソレチ横合カラ南部サンカ來テ私ニ代ルハ何時ノ間カ轉倒シテオカシイ話ト云フ感觸チ持ツガ論スルト一方ハ抑モ誰ニ貸シタカ即チ私ニ貸タ千圓ナレハ千圓ノ負債

チスルニ付テ貴君ノ地面ヲ貸テ吳レタ所カ第三者ノ南部サンカ來
テ私ノ名前テ取テ貴君ハ私ニ元ト貸タ不動産タカラ南部サンニハ
關係ハナイ戻ソウト思ヘハ私ニ代テ云ハナケレハナラン若シ南部
サンカ債務者トナツテ拂フコトノ出來マセントキハ公賣スル其損
害ハ誰ニ向テカナレハ貴君ハ私ニ係ラナケレハナラン私カ賣力カ
アレハ矢張千圓拂フコトカ出來ル若シナケレハ南部サンカ來タカ
ラテモナイカラ貴君ニ迷惑スルコトハナイノミナラス債務者ガ加
ハルト貴君ノ地位ハ宜クナツタト云フハナケレハナラン一人ニ貸
タ所カ二人ニ貸タ様ナ勘定ニナルノテアリマス

(尾崎委員) ケレトモ貴君ハ私ノ地所ヲ借リテ抵當ニ入レ南部サ
ンカ貴君ノ置位ニ代ルノテス

(今村委員) 私ハ何時マテモ返サナケレハナラン義務ハアルノテ
ス

(尾崎委員) 南部サンハ貴君ト約束シテ代リニ債務者ニナル抵當
ハ其儘ニ存シテ居ルト若シ南部サンカ辨濟シナイト公賣サル、カ
モ知レン

(今村委員) 其トキハ地所ヲ還セト私ニ云フ私ハ賣力ガアレハ二
三千圓ナリ償ヒ、ナケレハ出來マセント云フ南部サンカ來タカラ
始タ話テナク來ンテモ私ガ賣力ガナケレハ同シコトテス

(委員長) ソウタカ元ト尾崎サンカ南部サンニ抵當ニ入レテアレ
ハ世間ヘ轉讓スル積リテハナカツタト云フニ己レカ取テ還ルト云
フ様ナ者カ舊債務者ガ承諾セスシテヤルタロウト必竟抵當ニ入レ
ルノタカラ甲乙ハナイガ事柄ニ依ルト彼ノ人ナレハ質物ニ入レル
カ他人ニ入レテ來ルト困ルカラ聞タト云フノテアツタ

(南部委員) 何ウモ仕方ハナイ様テス

(委員長) 理論上テハ仕方ハアリマスマイ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ起案者ノ修正ノ如ク決ス

(今村委員) ソレカラ第五百二十二條テス

(修正) 第五百二十二條債權者ガ第五百二十五條ニ定メタル如ク其債權ヲ擔保シタル抵保ノ全部又ハ一分ヲ留存シテ或ハ他人ヲ惠ム爲メ或ハ他人ニ對スル自己ノ債務ヲ免ル、爲メ其他人ニ對シ辨済スルコトニ付自己ノ債務者ヲ囑託シタルトキハ其辨済ヲ受クル者即チ受囑託人ハ債權ノ讓渡ニ關シ第三百六十七條ニ定メタル條件ニ從フニアラサレハ第三者ニ對シ其債權ヲ擁有セス

(栗城報告委員) 之ハ今日ノ修正案御採用ヲ願ヒマス

(委員長) 宜カロウ、今日ハ是ヲ措キマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後五時三十分閉會

昭和十三年九月二十三日寫了司法省法律調査會藏書

